

遠隔診療で使用する動物用医薬品（予見薬）等取扱約款

北海道農業共済組合（以下「組合」といいます。）は遠隔診療において組合の獣医師（以下「獣医師」といいます。）の診察により家畜に使用する動物用医薬品等の取扱いに関して以下のとおり約款（以下「本約款」といいます。）を定めます。

（約款の適用）

第1条 組合員は、遠隔診療を利用して動物用医薬品等を家畜の治療のために使用する際には、本約款の定めを遵守しなくてはならないものとします。

（約款の変更）

第2条 組合は、法令等の変更及び経済情勢、経営環境の変化等を踏まえ、合理的理由に基づき本約款を変更する必要があると判断した時は、予め広報及びインターネット上の組合のホームページ等、適切な方法により周知したうえで、本約款を変更します。

（定義）

第3条 本約款において用いる用語の定義は以下のとおりとします。

1 予見薬

「予見薬」とは、当該牧場等の家畜群内における過去の事故発生率、繁殖成績及び疾病発生状況等を獣医師が把握できている場合で、かつ、当該牧場等の家畜の遠隔診療に必要な動物用医薬品等の量と期間が予見できる場合において、獣医師が組合員に対して予め処方する動物用医薬品等を指します。

2 kachikus

「kachikus」とは、組合が集積した家畜群内における事故発生率、繁殖成績、及び疾病発生状況等の統計学的情報を基に診療に必要な動物用医薬品等を予め組合員に処方する仕組みを指します。

（予見薬の使用目的）

第4条 予見薬は、家畜の遠隔診療による獣医療の提供にあたり、「家畜における遠隔診療の積極的な活用について（3 消安第 4800 号令和 3 年 12 月 15 日付け農林水産省消費・安全局長通知）及び「家畜における遠隔診療の積極的な活用に係る家畜の動物用医薬品の取扱いについて」（4 消安第 2457 号令和 4 年 8 月 16 日農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）を踏まえ、迅速かつ安全な飼養衛生管理の促進及び食品の安全、組合員の負担軽減を図るため、

獣医師の指示のもとで、遠隔診療を利用して組合員がこれを家畜の治療に使用することを目的とします。

(予見薬の使用開始)

第5条

- 1 遠隔診療による予見薬の使用を希望する場合、組合員は、組合が指定する様式の利用申込書に必要事項を記入し、これを組合に提出して、予見薬の使用及びkachikusの利用の申込みをしてください。
- 2 前項の申込みにあたっては、当該組合員が疾病傷害共済に加入していること、または加入の申込みを完了していることが条件となります。
- 3 第1項の申込みを受け、組合がこれを承認した時点で、遠隔診療による予見薬の使用のための取扱いを開始します。
- 4 第1項の申込みをした組合員は、遠隔診療が円滑かつ適正に行われるよう患畜の症状等の報告、適切な治療処置、予見薬の管理等に協力するものとします。

(予見薬の選択、処方、受取、管理等の手順)

第6条 予見薬の選択、処方、受取、管理等の手順は次のとおりとします。

① 予見薬の選択

kachikusのデータを基に、必要に応じて組合員と相談したうえで、獣医師が家畜群の疾病等の状況を判断し、使用可能な予見薬の一覧表（以下「一覧表」という）を組合員に提示します。組合員は、一覧表の中から使用する予見薬を獣医師と協議して選択します。

なお、一覧表にない予見薬であっても、獣医師が特に必要と認める場合には、必要な手続を経た後、予見薬として使用することができる場合があります。

② 家畜群単位での予見薬の処方

獣医師は、組合員が選択した予見薬について、統計学的に必要な数量を判断し、動物用医薬品等の適正な使用のために必要な事項について組合員に注意及び指導を行った上で、予見薬を処方します。

なお、この段階では、獣医師から処置等の指示はしません。

③ 予見薬の受取

前項の獣医師の処方に基づき、以下のいずれかの方法により、組合員は組合から予見薬を受け取ります。受取方法は組合員の選択によります。

ア 組合職員が予見薬を届ける。

イ 運送業者を利用して組合員の牧場に予見薬を配送する。なお、この場

合の配送費用については組合員のご負担となります。

ウ 組合員が組合の窓口で予見薬を受け取る。

④ 予見薬の管理

組合員は、組合職員が確認することができる所定の場所に予見薬を備え置き、本約款の定めを遵守して適切に予見薬を保管・管理して、家畜の疾病に備えます。

⑤ 予見薬の代金の支払い

組合員は、予見薬を受け取った後、本約款の定めに従い、その代金を組合に支払います。

⑥ 遠隔診療による家畜個体への処方及び処置

家畜の疾病が発生した場合、組合員の求めに応じて遠隔診療により家畜個体を獣医師が診察して当該個体に予見薬を処方し、組合員に対して予見薬の使用と処置等を指示します。組合員は、獣医師の指示に従い、当該家畜に対して予見薬を使用します。

なお、獣医師による予見薬の使用と処置についての指示は、以下の手順によります。

ア 獣医師が遠隔診療時に口頭で指示を伝える。このとき、獣医師は、遠隔診療で利用する端末を通じて画像を提示するなどして、組合員が指示の内容を誤解することのないようわかりやすい説明に努める。

イ 遠隔診療終了後、獣医師の指示内容を電磁的方法により組合から組合員に送付する。

ウ 上記イの指示内容は、必要に応じて組合から組合員に対して紙面で郵送する。

(予見薬の使用にあたっての遵守事項)

第7条 遠隔診療時の予見薬の使用にあたっては、以下のことを遵守してください。

- (1) 予見薬は遠隔診療時、当該獣医師の指示を受けた家畜に対してのみ使用し、他の家畜に使用してはなりません。
- (2) 予見薬を第三者に譲渡する、第三者に使用させるなど、本約款で定める目的以外に利用してはなりません。
- (3) 予見薬を使用する際は、医薬品の包装及び箱等に記載されている使用期限、医薬品名等を確認したうえで、獣医師から指示された用法・用量等を遵守し使用してください。
- (4) 遠隔診療時は患畜を適切に保定して安全を確保したうえで、獣医師からの指示のとおり処置等をしてください。

- (5) 処置中及びその後に患畜の状態が急変した場合は、獣医師へ速やかに連絡して指示を受けてください。
- (6) 破損、変質等により治療に使用出来なくなった予見薬がある場合は、速やかに獣医師に連絡したうえ、獣医師の指示に従って、適切に取り扱ってください。

(検収及び所有権移転)

第8条 組合員は、組合から予見薬を受け取った後、直ちにこれを検収し、医薬品名、規格及び数量等の相違や毀損等の不備がないかを確認したうえ、あきらかな不備を発見したときは直ちに組合にその旨を通知してください。予見薬について不良品や不適合品が見つかった場合には、組合は無償で交換に応じます。

- 2 予見薬を受け取った日から1週間以内に組合員が組合に対して前項の通知をしない場合は、当該予見薬には不備がなかったものとみなします。
- 3 予見薬の所有権は、組合員が第1項の通知をした時点（組合員が通知を怠った場合には前項の期間を経過した時点）で、組合から組合員に移転するものとします。

(危険負担)

第9条 予見薬の受取前に予見薬に生じた滅失、き損、変質、紛失その他一切の損害は、組合員の責めに帰すべきものを除いて組合が負担するものとし、予見薬の受取後（いわゆる「置き配」によって配達を完了した場合も含みます。）に生じたこれらの損害は、組合の責めに帰すべきものを除いて組合員が負担するものとします。

(組合への通知)

第10条 組合員は、予見薬の保管場所を変更するときや長期間にわたり組合員が不在になるときは、速やかに組合に通知するものとします。

(予見薬の管理にあたっての遵守事項)

第11条 組合員は、予見薬について善良な管理者による注意をもって保管・管理し、特に以下の各事項を遵守してください。

- (1) 高温・多湿・直射日光・凍結などを避けて保管すること。
- (2) 家畜の飼養のための場所や、家畜の飼料、生産物を生産・保管する場所（生乳処理室等）とは異なる場所で保管すること。
- (3) 治療時以外は他人が薬剤に触れることが出来ない適切な場所で保管する

こと。

- (4) 予見薬以外の薬剤（対面診療で獣医師から処方された薬剤、自己購入薬剤等）と区別して管理すること。
- 2 組合員は、予見薬の在庫状況について、組合が指定する様式の「在庫管理表」に品目ごとの在庫数等の必要事項を記入して管理・把握し、その内容を定期的に組合の求めに応じて報告するものとします。また、組合員は「在庫管理表」を少なくとも3年間保存するものとします。
- 3 組合員は、予見薬を使用した場合、食品衛生法に基づくポジティブリストに適切にこれを記録するものとします。

（使用期限が迫った予見薬の交換）

第12条 保管中の予見薬の使用期限が迫り、組合員が新しい予見薬への交換を希望する場合には、使用期限が到来する1か月以上前までに組合員からの申出があった場合に限り、組合の判断により、無償での交換に応じます。

（予見薬の代金の請求及び支払い）

第13条 第6条の規定により組合から受け取った予見薬の代金は、家畜診療所運営規則の規定に基づき事故外診療種別等料金（薬価点数×調定係数）として算定し、組合から組合員に対して請求書を発行して請求します。

- 2 組合員は、組合から請求書の発行を受けた後、次のいずれかの方法によって予見薬の代金を支払うものとします。
 - (1) 組合員が指定したJAの預金口座（組合勘定口座を含みます。）からの自動引き落としによる方法。
 - (2) 請求書記載の支払期限（支払期限が金融機関の休日にあたる場合には、その日を金融機関の翌営業日に繰り下げる。）までに、組合が指定する預金口座あてに振込送金によって支払う方法。なお、その際の振込手数料は組合員の負担とします。
- 3 請求書記載の支払期限までに代金の支払がなかった場合、組合員は、家畜診療所運営規則に従い、支払までの経過日数に応じた延滞金を支払うものとします。

（予見薬代金の清算）

第14条 診療時に使用した予見薬について共済事故（病傷事故）として認定された場合、次のとおり取り扱い、予見薬代金を清算します。

- (1) 共済事故（病傷事故）認定された金額から1割自己負担金を控除した金額を共済金として組合から組合員に支払います。

併せて、当該共済事故で遠隔診療時に治療薬として使用した予見薬の代金として予めお支払いいただいていた代金と共済事故認定された金額との差額を組合員に返金し、予見薬代金を清算します。

上記共済金の支払及び差額の返金は、金額及び支払日等を示した支払通知書を組合員に送付したうえ、組合員の共済金受給口座への振込送金によって行います。

- 2 診療時に使用した予見薬が共済事故外（病傷事故外）として認定された場合、予見薬の代金の清算は行わず、あらかじめお支払いいただいた予見薬の代金の全額が組合員のご負担となります。

（予見薬の在庫についての価格の調整等）

第 15 条 組合員が予見薬の代金を支払った後に、当該予見薬に係る薬価改定があったときは、在庫分の予見薬の価格の調整及び代金の清算を組合の判断により行うものとします。この際の価格の調整及び代金の清算の方法等については、別途、その時点で組合が示します。

ただし、薬価改定があった時点で使用期限が過ぎている予見薬及び開封済の予見薬は対象外とします。

- 2 組合員が離農や長期不在等で予見薬の利用を取りやめる場合は、在庫分の予見薬の処理・清算等について、その時点で組合が別途文書で提示します。

（組合の判断による予見薬の利用の終了）

第 16 条 組合員が次の各号に該当する場合、組合は、その判断により、予見薬の利用を終了させることができるものとします。

- （1）組合員が予見薬の取扱いについて獣医師の指示に従わないとき
- （2）組合員に法令違反があるとき
- （3）その他、組合員が本約款の条項のいずれかに違反したとき

- 2 前項によって予見薬の利用が終了することとなった場合、組合員は、組合の指示に従い、速やかに予見薬の在庫分を組合に返還しなくてはならないものとします。

なお、この場合、返還された予見薬の代金については、組合の判断によってその一部ないし全部を組合員あてに返戻するものとし、その内容については組合から組合員に対して文書にて通知するものとします。

（組合員の申出による予見薬の利用の終了）

第 17 条 組合員は、予見薬の利用の終了を希望する場合、1 か月以上の予告期

間をもって組合に対して書面で通知することにより、予見薬の利用を中止することができます。

- 2 前項によって予見薬の利用が終了することとなった場合の予見薬の在庫分の取扱いについては、前条第2項と同様とします。

(予見薬の利用期間)

第18条 予見薬の利用期間については、組合員による申込みを組合が承諾した時点から1年間とし、この期間を経過した時点で予見薬の利用は終了するものとします。

この期間の経過によって予見薬の利用が終了することとなった場合の予見薬の在庫分の取扱いについては、第16条第2項と同様とします。

- 2 組合員が前項の期間の経過後も予見薬の利用を継続することを希望する場合には、前項の期間の経過前に、組合所定の書式によって予見薬の利用の継続の申込みをするものとします。
- 3 前項の申込みを受け、組合がこれを承諾した場合、予見薬の利用はさらに1年間継続するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第19条 組合及び組合員は、遠隔診療の利用申込時において、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業等のいわゆる反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

万が一組合員が反社会的勢力に属すると判明した場合には、組合員に対する予見薬の利用の取扱いは当然に終了するものとし、組合はこれによる組合員の損害を賠償する責を一切負わないものとします。

(その他)

第20条 この約款に規定していない事項は、組合の規則等に基づき対応します。